

# 地方公共団体における入札契約制度改革について

平成18年12月7日  
国土交通省

## ．基本的方向

### (1) 公正な競争の促進

- ・一般競争入札の拡大
- ・総合評価方式の拡充

発注者の恣意性の排除、潜在的な競争参加者数の十分な確保  
価格と品質で総合的に優れた調達の実現

上記のための条件整備

入札ボンドの導入促進（市場機能を活用した入札参加者の適切な選定）等

### (2) 手続の透明性・客観性の確保

- ・入札契約情報の公表の徹底（ただし、予定価格及び最低制限価格の事前公表による弊害に留意）
- ・第三者機関の活用・拡充の促進（特に総合評価を進めるに当たって）
- ・電子入札の導入促進

### (3) ペナルティの強化

- ・指名停止措置の強化等

## ．課題

### (1) 体制の脆弱な発注者（主として小規模自治体）の存在

- ・手続が簡易な総合評価方式の普及促進（マニュアル策定等）
- ・発注体制に対応した入札・契約方式の活用  
（性能発注：CM方式、設計・施工一括発注方式）

### (2) 地域の中小・中堅企業の振興策との調和

- ・競争制限的とならない入札参加資格要件（地域要件）の設定
- ・予備指名の廃止の徹底等JV制度の適切な活用

### (3) 発注者、受注者、設計者間の契約に基づく対等な関係の醸成

- ・設計図書の不備の是正、設計変更の適正かつ迅速な対応等

## ．その他

著しい低価格入札の排除

工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等のおそれ